

私たちは「市民が市民を支える社会」をめざします

「市民後見人の物語」その1

「地域後見推進事業」について

— 地域の課題への挑戦と今後の展望 —



認定 NPO 法人東葛市民後見人の会

独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業

目 次

はじめに	2
I 障害者権利条約の批准と成年後見制度	4
II 「地域後見推進事業」—地域の課題への挑戦—	7
III 成年後見制度の利用促進事業	9
IV 市民後見人養成事業	12
V 地域連携事業	19
VI 任意後見推進事業	21
VII 障害者の権利擁護事業	22
VIII 情報誌等の発行事業	25
IX 「地域後見推進事業」の今後の展望	26
— 新たな戦略的・政策的課題への挑戦 —	
おわりに 成年後見制度は誰のためのものか	29
参考資料 1 東葛6市の後見等に関わる体制整備についての取り組み状況	32
2 成年後見制度の在り方と期待される市民後見人像	33
3 市民後見人の3つのスキーム	34
4 「地域後見推進事業」のイメージ図	35
5 成年後見制度関連法の関連条文の抜粋	36

はじめに

超少子・超高齢社会を迎えた日本は、これから急速に人口減少時代へと転じます。

その象徴ともいえる認知症高齢者はすでに462万人と推計されており、しかも予測を上回るペースで増え続けています。さらに知的障害者の55万人、精神障害者の320万人が「親亡きあと」という深刻な悩みを抱えています。

昭和47年に有吉佐和子が『恍惚の人』を発表し、家族介護の限界と介護の社会化を訴えてからすでに40年数年が過ぎました。その甲斐もあって、平成12年には介護保険制度と成年後見制度が車の両輪としてスタートし、介護保険制度の利用者はすでに600万人を超えました。一方、成年後見制度の利用者はわずか20万人に過ぎませんが、地域社会では認知症高齢者が急増し、単独ないし老々世帯が10百万世帯を超え、多くの障害者が日常生活の支えを必要としているのです。当然のことながら、こうした社会情勢を背景として、成年後見制度の本格普及に向けた制度の見直し、公的支援、普及・啓発活動、担い手となる人材の育成が急務になってきました。

平成21年春にはじまる東京大学市民後見人養成プロジェクトは、社会貢献意欲の高い元気シニアや介護などの経験のある主婦の能力を社会化し、「市民後見人」として活躍するための仕組み作り¹に真正面から取り組んだ画期的な試みです。これを契機に、市民後見人養成の意義と必要性が広く認識されるようになり、このプロジェクトの修了生3千名による市民後見活動が全国各地で始まっています。

厚生労働省は、平成23年度から後見等に関わる体制を整備するため、「成年後見制度の利用促進と市民後見人の養成」に向けて老人福祉法第32条の2の新設をはじめとして、障害者虐待防止法、精神保健福祉法などの法改正を矢継ぎ早に進めてきました。26年1月には障害権利条約が批准され、「人権の擁護」「自己決定権の尊重」などの考え方が強く求められるようになり、日本の障害者福祉政策や成年後見制度の在り方も本質的な転換が迫られる時代を迎えました（参考資料5）。

地域社会では、認知症高齢者や「親亡きあと」の障害者の支えを家族だけが担う仕組みから、地域住民や医療・保健・介護を担うさまざまな関係者を含めて地域全体で支えていくという歴史的な大転換が始まっています。それを可能にする有効な制度として成年後見制度があり、それを実現する担い手として市民後見人が存在するのです。時代が高い社会貢献意欲と倫理観を備えた良質な市民後見人を求めています。私たちは、時代がそれを求めていることを約5年に及ぶ実践活動を通して実感しています。

私たちが暮らす千葉県北西部・東葛地域に目を転じると、松戸市など6自治体・6社会福祉協議会などの後見等に関わる体制の整備の動きが始まりましたが、それぞれの取り組み

姿勢にはかなりの温度差があり、多くの課題を抱えています。成年後見センターの設置（現在、柏市と我孫子市）に関しても、財政面・人材面の制約から慎重な姿勢を示しており、結果的に NPO などの市民団体の先駆的な活動に大きな期待が寄せられています（参考資料 1 参照）。

当会は、5 年前の法人設立以来、6 市自治体や社協などと連携し、成年後見制度を通して「市民が市民を支える社会」を実現するため、制度の普及啓発活動、市民後見人養成講座、フォロー研修、実践活動（無料相談や後見受任業務）などに取り組んでまいりました。

おかげさまで、26 年度には WAM 助成事業「市民が市民を支える社会づくり事業」として、HP の構築や諸規程集などの整備、レベルアップ研修、後見事務担当者の組織化、小冊子・情報誌・広報資料の作成などに注力し、本格的な法人市民後見活動に向けて離陸できる体制を整えることができました。私たちは地域社会のために何ができるか、こうした視点に立った新たな次元の地域戦略が求められており、これからは法人後見受任活動と良質な担い手の育成などの一段と実践的な業務に軸足を移す段階に入ってきました。

27 年度は、WAM 助成事業（地域連携活動支援事業）として、地域社会が抱える高齢者や障害者の具体的な被後見ニーズに対応するため、6 市行政・社協や認知症・障害者支援団体や精神科病院などの地域資源との有機的な連携を図り、「**地域後見推進事業**」という新たな目標に挑戦してきました。

この「地域後見推進事業」とはどのようなものか。それは、千葉県北西部・東葛地域において、成年後見制度を通して「市民が市民を支える社会」を実現する活動のことを意味します。具体的には、地域資源と連携を図りながら、地域で支えを必要とする認知症高齢者や障害者に対する広域的な法人市民後見活動と位置づけています。そして、28 年度にはこれをさらに発展させ、一段と戦略的、政策的な課題に挑戦していく予定です。

この報告書は、27 年度の活動成果と今後の展望について、「市民後見人の物語」（その 1）として取り纏めたものですが、全体としては「市民後見人の物語」（その 2）、「市民後見人の物語」（その 3）の 3 部作から構成されています。行論過程の都合上、記載内容の一部に重複がありますが、あわせてご高覧賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年 2 月
認定 NPO 法人東葛市民後見人の会
理事長 星野 征朗

I 障害者権利条約の批准と成年後見制度

平成 26 年 1 月に障害者基本条約が批准されました。この条約は、

- ① 障害を理由とする差別の禁止（第 5 条）
- ② 障害者は他者と同等の権利を有する（第 12 条 1 項）
- ③ 障害者は他の者との平等な法的能力を有し（第 12 条 2 項）、条約国は障害者が法的能力を行使するために必要な支援を講ずる義務を有する（第 12 条 3 項）、ことなどを核心的な要点とするもので、日本の障害者政策に大きな変革を促す契機となりました。

この条約批准が与えた影響は大きく、

第 1 に、歴史的に保護の対象者とされてきた障害者に対する伝統的な考え方の変更を迫ることになり、障害者福祉が社会政策的・医療政策的見地ではなく、人権の見地から位置づけられることになりました。

第 2 に、障害者の自己決定権の尊重という考え方が一段と重視されることになり、日本の成年後見制度の在り方に抜本的な改善を迫ることになりました。

1. 望ましい成年後見制度と期待される市民後見人

障害者権利条約の批准を契機として、「自己決定権の尊重」「権利の擁護」「ノーマライゼーション」などの高邁な理念を掲げ、16 年前にスタートした成年後見制度の在り方も、本質的な転換が迫られることになりました。

成年後見制度はどう変わるべきなのでしょう。

第 1 に、財産管理中心から身上監護重視の制度へ

第 2 に、後見偏重から補助・保佐類型を活用する制度へ

第 3 に、代理・代行意思決定（substituted decision-making）から支援付意思決定（supported decision-making）中心の制度へ と転換することです。

第 4 に、制度の理念を最も体現する任意後見制度を一段と拡充することです。

このことは、今さらながら成年後見制度の発足当時の原点に回帰することを意味します。それを可能にする人材こそ、高い社会貢献意欲と倫理観を備えた元気シニアや介護などの経験のある主婦であり、現役時代に培った専門的な知識と経験、後見実務に必要な法律・医療・介護などの一定の知識を備えた市民後見人なのです。

すでに述べたように、地域社会では新しい地域支え合いの仕組みづくりに向けた取り組みが始まっています。認知症高齢者や障害のある人の支えを、家族だけが担う仕組みから地

域住民や医療・保健・介護を担うさまざまな関係者を含めて地域全体で支えていくという、歴史的な大転換が始まろうとしているのです。それを可能にする制度として成年後見制度があり、それを実現する担い手として市民後見人が存在するのです。時代が良質な市民後見人を求めているのです。

2. 地域社会の課題と成年後見制度

超少子・高齢化時代、人口減少時代への急激な移行は地域社会にさまざまな課題を投げかけており、行政を含めた地域社会の工夫や力量が問われる時代を迎えました。

私たちも、地域社会が抱える課題を解決するため、行政など地域資源と連携して、成年後見制度の普及・啓発活動、後見受任業務、制度の利用や心の悩みに関する相談業務、継続的見守りから死後事務までの「老後の安心サービス」などに取り組んできました。

① 高齢者の徘徊死・行方不明者の増加、孤立死・孤独死の増加

人間の生き方、家族の在り方にも拘わる問題だけに慎重な対応が求められます。親族との係わりの薄い認知症高齢者や生活保護者などに対しても、普通の市民目線で対応しています。

② 高齢者や障害者に対する虐待—経済的、身体的、性的虐待、ネグレクト

家族による虐待や入所施設・病院などでの虐待が頻発しています。市民後見人が、身寄りのない高齢者や「親亡きあと」の障害者を支えることで、虐待の未然防止にもつながります。現に、私たちが受任しているある重度障害者のケースでは、就任直後に異母兄による財産の横領事件が判明し、全額取り戻した事例を経験しました。

③ 「親亡きあと」の障害者問題 親族後見の継承問題

この問題は深刻です。親が存命なうちは問題ありませんが、兄弟姉妹、さらに甥姪の世代になると多くを期待できないというのが現実です。私たち市民後見人が、市民の目線で心の温かい支援活動に加わることで、障害者のみなさんが人間性を取り戻すきっかけになるはずです。また、精神障害者の場合は、永年の服薬による後遺症もあって、認知症の発症が早いとも言われますので、いずれ認知症対応型施設への移転問題や契約行為なども必要になります。

④ 悪徳商法の横行と消費者被害

一人住まいの認知症高齢者や単独・老々高齢者世帯が急増する中、今後とも悪徳商法に因る被害が増加の一途をたどるでしょう。この面でも市民後見による継続的な見守りが有効です。約1年半前に、私たちがいる高齢者世帯のお年寄りと継続的見守り活動を開始した直後に、クール宅急便を使って多額の財産をだまし取られる詐欺事件が発覚し、

宅配業者及び警察と連携してやっとのことで取り戻した事例を経験しました。

⑤ 障害者の社会的入院から地域移行

精神科病院に長期在院、社会的入院の状態にある精神障害者の退院促進が言われます。医療費削減、病院側の経営効率などの理由もあるでしょうが、人権の視点こそ強調されるべきでしょう。精神障害による入院者で、20年以上の長期在院者の大半が社会的入院と目されており、しかも退院の見込みもないまま、社会生活への移行を阻まれているからです。この27年度には、精神科病院に永年入院中で、すでに緩解状態にある障害者を特養に転居する支援を行ないました。

⑥ 一人住まい高齢者の支援

一人住まいの高齢者や身寄りのない高齢者が、身近なところに医療や介護の支援や契約をする者がいないため困るケースが多発しています。また、有料老人ホームに入所する際に施設側から身元引受・保証を求められ、施設と関係の深い保障会社や弁護士・司法書士などと任意後見契約を結ぶよう勧められ、さらに身元保証・引受契約を結ばされるケースが少なくありません。私たちの東葛「老後の安心プラン」を利用すれば、継続的な見守りから死後事務まで含めた総合的な支援が可能です。

⑦ ひきこもり、若年層の貧困

27年度に開始した〈こころの電話相談室〉には深刻なひきこもりに関する相談が多く寄せられました。今、40代前半以降の就職氷河期世代の若者の約40%が非正規雇用と言われます。若年層の貧困化はいずれ生活保護対象者に転落すると懸念されています（2年後の生活保護費約4兆円→約20兆円と試算されています）。

多くの相談事例の中でもこの「ひきこもり」の悩みは最も深刻で、厄介で、解決困難な問題だと思います。行政機関とも相談しながら、一人でも多くの若者を救う活動を続けていく予定です。

⑧ 要支援1.2の自治体移管による高齢者問題への波及

これからは地域の見守り、支え合い活動がますます必要になってきます。

II 「地域後見推進事業」 — 地域の課題への挑戦 —

振り返りますと、約5年前の法人設立以来、私たちは主体的な法人市民後見活動を標榜して、航路のない大海原を、海図もなく、羅針盤もない状態で、ひたすら手探りの大航海を続けてまいりました。まるで3元、4元連立方程式を解くかのように高いハードルを乗り越え、幾多の障害物競走に挑んできたのです。

おかげさまで26年3月には、それまでの公益的な活動が高く評価されて、千葉県から認定NPO法人の資格を取得することができました。

私たちは今、市民後見の進むべき道をはっきりと視界に捉えることができました。実践活動面でも確かな手ごたえを実感します。このため、27年度は創業から飛躍の時代へと駒を進める転換点となりました。

成年後見制度が、新しい地域支え合いの仕組みとして明確に位置づけられ、それらを担う市民後見人に対する期待が一段と高まる中で、27年度からは、地域社会が抱える高齢者や障害者の具体的な被後見ニーズに対応するため、6市行政・社協や認知症・障害者支援団体や精神科病院などの地域資源との有機的な連携を強め、「**地域後見推進事業**」という新たな次元の目標に挑戦してきました。

この事業は、独立行政法人福祉医療機構の助成事業（27年度地域連携活動支援事業）として実施するもので、全体のスキームは別紙イメージ図(参考資料4)のとおりですが、次の6つで構成されており、それぞれの事業に取り組んできました。

1. 成年後見制度の利用促進事業

講演会、講習会、学習会などを通して、成年後見制度の普及・啓発に努めます。

2. 市民後見人養成事業

高い社会貢献意欲を備えた良質な担い手を3段階で教育します。

- ①市民後見人養成講座（基礎講座）
- ②レベルアップ研修（実務講座）
- ③スキルアップ研修（OJT教育）

3. 地域連携事業

地域資源との有機的な結合に向けた連携を推進します。

- ①6市及び6市社協との連携
助成金、共催・後援事業、業務受託、市長申立への対応など
- ②障害者施設・支援団体・家族会との地域連携

「親亡きあと」への対応

③高齢者施設・支援団体との地域連携

単独ないし老々世帯の高齢者の被後見ニーズに対応

身寄りのない高齢者に対しては「老後の安心プラン」の提案

④地域の精神科病院（江戸川病院、秋元病院、手賀沼病院、初石病院など）との連携

ア 長期入院療養中の障害者の被後見ニーズに対応

イ 社会的入院から地域移行の障害者支援、継続的見守り・被後見ニーズに対応
親族のいない、もしくは親族から係わりを拒否されている障害者のニーズに対応します。

⑤障害者の親族後見の継承問題に対応（共同後見など）

4. 任意後見推進事業

身寄りのない高齢者や子供のいない高齢者の老後の不安を解消するための事業です。

①身寄りのない高齢者や単独・老々高齢者世帯への「老後の安心プラン」の推進

継続的見守り—任意後見—「いざという時」の意思表示—死後事務委任契約まで

②有料老人ホーム入所時の身元引受・保証問題の相談・対応

③「任意後見のすすめ」（利用の促進と濫用防止）の啓発活動、講習会の開催

④悪徳商法からの被害防止のための啓発活動など

5. 障害者の権利擁護事業

障害者の権利擁護のための事業です。

①「新しいふれあい社会」の発行(毎月2,500～3,000部)

②〈こころの電話相談室〉の開設

③障害者の権利擁護のための講習会の開催

6. 情報誌等の発行事業

WAM 成果物などの発行事業です。

Ⅲ 成年後見制度の利用促進事業

当会の特色は二つあります。その一つは、千葉県松戸市など6市（人口約140万人）にまたがる広域的な活動を展開していることです。もう一つは社会貢献意欲の高い、多くの多彩な人材による主体的な法人市民後見活動をめざしていることですが、いずれも当会の強みでもあります。

これまで千葉県や各市・市民活動補助金、公益財団からの助成金を利用して成年後見制度の普及啓発事業や市民後見人養成事業などの幅広い活動に取り組んできましたが、おかげさまで26年3月には、千葉県から公益的な活動団体に認定され、認定NPO法人になりました。

本来、成年後見制度の周知活動や市民後見人養成事業などについては、行政・社協を中心に取り組むべき政策課題と言えますが、当会が先駆的に担ってきたことで、一定の役割を果たすことができたと自負しています。

1. 行政・社協など公的機関との連携強化と補助金・助成金など活動資金の獲得

私たちの活動は、公的機関や公益財団などの補助金・助成金で支えられています。各市に対する協働事業の提案、市長申立事案の受任、市民活動助成金の申し込みなどを積極的に進めてきました。

特に、2年にわたりWAM助成を受けられたことのアナウンス効果は大きく、6市自治体や社協をはじめ多くの福祉団体などの地域資源に対する連携強化の面でも弾みが付きました。

23年度	千葉県	351千円			
24年度	松戸市	100千円	流山市	301千円	我孫子市 300千円
			損保ジャパンNPO基盤強化資金助成	1,000千円	
25年度	我孫子市	300千円	流山市	300千円	
26年度	我孫子市	300千円	流山市	300千円	松戸市 100千円
			福祉医療機構(WAM)社会福祉振興助成事業	1,875千円	
			流山市社協の相談事業業務受託		
27年度	我孫子市	300千円	柏市	200千円	
			WAM社会福祉振興助成事業	2,302千円	
			野田市社協主催市民後見人養成講座の業務受託	300千円	
28年度(予定)					
	我孫子市	300千円	松戸市	300千円	柏市 400
			野田市社協フォローアップ研修の業務受託など	WAM 2,000~3,000千円	

2. 27年度成年後見制度の利用促進事業

27年度は6市行政・社協など地域資源との有機的な連携を図り、以下のような成年後見制度の利用促進事業に取り組んできました。

(1) 講演会の開催

毎年11月に、我孫子市公募補助金を利用して開催しています。今年度は第6回目となるもので、「地域後見」推進事業を周知するため、東京大学市民後見プロジェクトの継承機関となる高齢社会総合研究機構の牧野先生の講演会を実施しました。

人口減少時代における地域社会の在り方、市民参加の地域支え合い活動の必要性について広く啓発活動ができました。出席者の反響が予想以上に大きかったことから、28年度にも柏市ないし松戸市で同様な講演会の開催を計画中です。

日 時 27年11月19日(木) 13時～16時 場所 我孫子市けやきふれあいホール
 テーマ 「超高齢化時代における地域社会の在り方」－市民後見人に期待すること－
 講 師 東京大学大学院教育学研究所・高齢社会総合研究機構 教授 牧野 篤先生
 参加者 290名

28年度講演会(内定)

日 時 28年11月26日(土) 13時～16時 場所 我孫子市けやきふれあいホール
 テーマ 「未定」
 講 師 元最高裁判所長官 山口 繁 先生

(2) 各支部主催の講習会・学習会を各地で開催し、地域の自治会などとの小集会形式での勉強会にも積極的に取り組みました。WAM助成事業として、松戸支部、野田支部、流山支部、鎌ヶ谷支部でも活発に活動しました。講師選定に際しても、安易に外部講師に頼ることなく、積極的に当会会員の内部講師を活用する体制が整ってきました。

支部名	事業名	開催日	参加者
我孫子支部			
講習会	かしこい相続・遺言	9/4	48名 我孫子市公募
	だましの手口と撃退法	9/15	36名 補助事業
	この街に根差した任意後見制度	10/9	37名 (講師：当会会員)
	介護保険制度の改定とその影響	10/23	47名
	成年後見制度と任意後見	12/8	35名
柏支部			
学習会	光が丘地区民生委員	8/4	26名 (講師：当会会員)
	成年後見制度ミニ講習会	11/7	38名 柏市公益活動
	地域包括ケアと市民後見人浅川澄一	2/13	50名 補助事業

	社会福祉法人よつば会家族会	2/20	22名（講師：当会会員）
鎌ヶ谷支部			
学習会	成年後見制度の学習会 地域包括ケアシステム他浅川澄一ほか 鎌ヶ谷市との共催事業	9/5 9/12	39名
流山支部			
講習会	安心して暮らせる地域の後見 遠藤英嗣	10/17	75名
公開講座	住み慣れたこの町で暮らすために 市介護支援課長	2/7	45名
講習会	流山ゆうゆう大学OB会（講師：当会会員）	3/30	50名（予定）
野田支部	講師：すべて当会会員		
学習会	野田市民生委員	4/24	10名
	南部・梅郷包括支援センター	5/19	3名
	手をつなぐ親の会	6/23	60名
	いちいの会・家族会	7/25	80名
	地域小集会	9/26	19名
	『決して早くない終活の準備 ～相続・遺言まで～』		
	岩名1丁目老人会	10/21	20名
	関宿地区勉強会	11/11	28名
	野田特別支援学校	12/7	32名
	岩名1丁目老人会	2/17	80名
	野田社協生活支援員勉強会	3/10	20名（予定）
	野田西部地区社協勉強会	3/22	30名（予定）
松戸支部			
講演会	介護保険制度の改正と市民後見活動		
	講師 浅川澄一	6/13	114名
学習会	「高齢社会を支える成年後見制度」（講師：当会会員）		
	①いらはら診療所グループ職員	11/19	46名
	②同・デイハウスイューカリ新松戸他	2/22	12名

IV 市民後見人養成事業

1. 目的

- ①認知症高齢者や「親亡きあと」の被後見ニーズに対応できる人材＝後見実務の幅広い知識と高い社会貢献意欲・倫理感を備えた良質な市民後見人の育成に取り組みました。
- ②市民後見人養成講座（基礎）修了者を対象にレベルアップ研修、さらに当会の後見事務担当登録者を対象にスキルアップ研修（OJT 教育）に重点的に取り組みました。
- ③主体的・自発的に活動できる市民後見人を養成するための研修であり、専門職のもとで従属的に活動する協力員・補助員を養成するものではありません（参考資料3）。

2. 研修ステージ

第1ステージ 市民後見人養成講座（基礎講座） 基本4日間 26時間

担当 各支部 対象 一般募集

受講動機や受講者の職業などの属性はいろいろですが、第1ステージの修了者を対象に第2ステージの研修を実施しました。

- ・第11回市民後見人養成講座（松戸講座） 28年1月 受講者44名
- ・第12回市民後見人養成講座（我孫子講座）28年1月 受講者46名

・野田市社会福祉協議会主催・市民後見人養成講座

当会が講師派遣業務を受託し、企画から運営面まで含めて担当しました。この結果、野田市及び野田市社会福祉協議会との連携に向けて大きな成果となりました（受講者13名、座学8日間46.5時間 施設体験学習3日間15時間合計61.5時間）。カリキュラム別記 →28年度に講座受講生を対象にフォローアップ研修を受託する予定です。28年度中に野田市長申立事案について野田社協の法人後見が予定されており、当会も人材派遣等全面的に協力する予定です。

第2ステージ レベルアップ研修（実務講座） 10回 30時間 受講者43名

担当 研修委員会 対象 基礎講座修了者

→第2ステージ修了者で当会会員となって継続的な研修を受け、本格的な後見事務担当者をめざす者を対象にOJT教育を実施しました。

第3ステージ スキルアップ研修（OJT教育） 12回 24時間

受講者毎回20名以上

担当 法人後見部・後見事務担当チーム

対象 第2ステージ修了者、後見事務担当登録者（登録書、守秘義務誓約書提出）。当会が経験した具体的事例中心にOJT教育を実施。

3. 体系的なプログラム

- ①27年度末に第1～第3ステージを含む体系的な研修プログラムを作成しました。
- ②親族後見人をめざす一般市民の研修用としても対応できるものとなりました。
- ③市社協の委託事業・協働事業にも対応できるものとなりました。
- ④研修用教材として、市民後見人養成テキスト（NPO 法人地域ケア政策ネットワーク）などを参考にしました。

4. 法人市民後見活動の優位性

当会には多彩な人材が活動しています。実践活動をとおして得られた貴重な教材を学習することで、私たちは成年後見の専門集団をめざします。

(1) 法人市民後見の醍醐味＝知的好奇心

<法人市民後見活動は貴重な教材の宝庫です>

- ①医療 誤嚥性肺炎 終末期医療 延命治療 胃ろう IVH 医療同意 ②死後事務 葬儀の執行、火葬から納骨まで ③交通事故補償交渉 ④借地権をめぐる地主との交渉 ⑤有料老人ホーム入所の際の任意後見契約と高額な後見報酬 入所時の身元保証 ⑥任意後見契約と委任契約 ⑦遺言公正証書と相続問題 ⑧生活保護制度とその実態 ⑨介護施設の特色と問題点の把握 ⑩遺産分割協議と相続財産の処分 ⑪障害者の経済的虐待事件の解決 ⑫悪徳商法の被害防止 ⑬社会的入院から地域への移行 ⑭後見6法の勉強 etc

(2) 現役時代の多彩で専門的な知識と技能、豊富な経験、主婦の知恵と思いやりが生み出すシナジー効果こそ法人市民後見の最大のメリット

<法人市民後見活動は多彩な人材で支えられています>

主任介護支援専門員 認知症ケア専門士 精神保健福祉士 社会福祉士 臨床心理士 精神科病院勤務者（精神科・臨床心理担当） 介護福祉士 行政書士 産業カウンセラー ファイナンシャルプランナー 元養護学校教師 銀行OB 信託銀行OB 社会保険労務士 投資顧問会社OB 民生委員 税理士 保険代理店経営者 不動産鑑定士 マンション管理士 宅建取引士 電気メーカー技術者 建設会社OB 財務経理のプロ 元家庭裁判所調査官 国家公務員OB 地方公務員OB 警察OB 大学名誉教授（社会学、工学博士） 元介護福祉施設経営者 里親 保護司 介護経験のある主婦

+専門的なバックアップ体制（司法書士法人・弁護士法人） etc

(3) 法人市民後見の優位性

- ①地域社会で共に暮らす市民後見人が受任することで、親族や委任者との信頼関係を築きやすく、本人の考え方や生活環境などを後見活動に反映させることができます。
- ②住み慣れた自宅で最期まで、と希望するお年寄りが増えています。職業後見人に比べて、本人の生活の質の向上などの身上監護面に一層配慮することができます。
- ③特に、任意後見の場合は本人の判断能力が十分な段階から死後事務までの長期間のつながりになります。任意後見人が個人の場合は死亡や病気で中断するおそれがありますが、法人の場合は担当者の交替のみで職務を継続できます。
- ④法人で受任するので内部の相互監視体制が働きます。個人で受任する場合に比べて不正の発生が起こる可能性が特段に低いと言えます。
- ⑤現役時代に培った専門的な知識・技能や経験を有する元気シニアや介護経験などのある主婦などが生み出すシナジー効果こそ、法人市民後見の強みであり、醍醐味といえます。高い社会貢献意欲と倫理観を備えた市民後見人が担い手になることで、職業後見人とは違った市民感覚での warm heart な支援活動を提供できます。

5. 放送大学の教材になります

このたび、28年度の放送大学印刷教材として、市民後見活動が採りあげられることになりました。

放送大学28年度教材「NPO マネージメント」

「地域づくり：市民後見人の活動」として私たちの活動内容（約8,000字）が紹介されます。多くの元気シニアや介護などの経験のある主婦にとって、市民後見活動のことに興味を持っていただくよい機会になるものと期待しています。

参考までに当会が27年度に実施した研修のカリキュラム表を追記します。

別記1 27年度 野田市「市民後見人養成講座」 カリキュラム

別記2 27年度レベルアップ研修カリキュラム（第2ステージ）

別記3 27年度スキルアップ研修（OJT）カリキュラム（第3ステージ）

別記1 27年度 野田市「市民後見人養成講座」 カリキュラム

主催：野田市社会福祉協議会

会場：野田市総合福祉会館 会議室

【講義】

第1日 (10/21)	開講式・オリエンテーション	9:00~9:30	挨拶、養成講座概要説明	野田市保険福祉部長、野田市社協
	市民後見概論	9:30~12:00	市民後見人の定義	認定NPO法人東葛市民後見人の会（理事長）
			市民後見人の役割	
市民後見人の現状と課題				
成年後見制度の基礎	13:00~16:00	成年後見制度	司法書士法人(司法書士)	
		法定後見制度		
		任意後見制度		
第2日 (11/4)	市民後見人について	9:00~12:00	市民後見人について（講演）	品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター(所長)
	野田市における成年後見制度	13:00~14:00	成年後見・市民後見における市町村の役割	野田市 高齢者支援課
		14:00~15:00	市長申立の現状と成年後見制度利用支援事業	
		15:00~16:00	社会福祉協議会の役割と日常生活自立支援事業	野田市 社会福祉協議会
第3日 (11/18)	野田市の福祉制度Ⅰ	9:00~10:00	介護保険制度、高齢者施策	野田市 介護保険課 野田市 高齢者支援課
		10:00~12:00	高齢者虐待の現状と対策、地域包括支援センター	野田市 介護保険課
		13:00~15:00	障がい者施策、虐待の現状と対策	野田市 障がい者支援課
		15:00~16:00	健康保険制度、年金制度	野田市 国保年金課
第4日 (12/2)	野田市の福祉制度Ⅱ	9:00~10:00	生活保護制度	野田市 生活支援課
		11:00~16:00	消費者被害の現状	野田市 消費生活センター
		11:00~12:00	高齢者の住まい・介護施設	野田市 高齢者支援課
		13:00~15:00	認知症、高齢者の理解	野田市 介護保険課
	対象者理解	15:00~16:00	知的障害者の理解	野田市 障がい者支援課
16:00~17:00		精神障害者の理解		
第5日 (12/16)	対人援助の基礎	9:00~11:00	対人援助の基礎	認定NPO法人東葛市民後見人の会 弁護士 (元検事・前公証役場公証人)
	家庭裁判所の役割	11:00~12:00	家庭裁判所の業務	
	民法の基礎	13:00~15:00	家族法	
			財産法	
成年後見の実務Ⅰ	15:00~15:45	後見制度支援信託の活用等		
第6日 (1/6)	市民後見活動の実務	9:00~11:00	財産管理と身上監護	F P
		11:00~12:00	後見実施機関の実務	認定NPO法人東葛市民後見人の会
		13:00~15:00	現役市民後見人による実践報告	認定NPO法人東葛市民後見人の会(野田市在住後見人)
		15:00~16:00	市民後見人に対するサポート体制	認定NPO法人東葛市民後見人の会・野田市社会福祉協議会
第7日 (1/20)	成年後見の実務Ⅱ	10:00~12:00	申立手続書類の作成	認定NPO法人東葛市民後見人の会
		13:00~16:00	財産目録、収支予定表の作成	
			報告書の作成	
			利益相反 不動産処分	
第8日 (2/3)	課題演習（グループワーク）	9:00~12:00	事例報告と検討	認定NPO法人東葛市民後見人の会
	振り返り	13:00~14:30	学んだこと、感じたことの再確認	認定NPO法人東葛市民後見人の会・野田市社会福祉協議会
	閉講式	14:30~15:00	修了証書授与	野田市市長

【実習】

期間内に実施	施設体験実習	3日間 (15時間)	① 認知症高齢者、②知的障がい者、③精神障がい者の特性と接し方を、各施設にて実習で学ぶ。
--------	--------	---------------	--

野田市社協主催ですが、当会が講師派遣業務を受託し、企画・運營業務からアンケートの取りまとめまで責任もって実施しました。内容的にもNPO法人地域ケア政策ネットワーク発行の市民後見人養成テキストの水準を超えるものが提供できました。

別記2 27年度レベルアップ研修カリキュラム（第2ステージ）

平成27年度 市民後見人研修講座レベルアップ研修（30時間コース）

月 日	時間	講 座 内 容	関 係 書 類		講 師
			作成する書類	添付する書類等	
5月27日 (水)	13:30~14:10	開講にあたって			当会理事長
1日目	14:15~15:30	倫理（後見人の職務を遂行するにあたって）			
1日目	15:35~16:35	成年後見制度と実務			
6月30日 (火)	9:10~12:00	成年後見申立について ・法定後見と任意後見 ・法定後見の種類と判断能力 ・後見開始される場合、ご本人が失われるもの ・後見・保佐・補助 開始申立書ための必要書類	①申立書 ②申立事情説明書 ③親族関係図 ④登記事項証明申請書	・ご本人様についての資料 ④診断書 ⑤診断書附票 ⑥戸籍謄本 ⑦住民票	当会会員
7月20日 (月)	13:30~15:30	財産目録について 収支状況報告書について 代理行為目録について 同意行為目録について	⑨財産目録およびその資料 ⑩収支状況報告書及びその資料 ⑮親族の同意書 ⑯代理行為目録	⑧登記されていないことの証明書 ・申立人についての資料 ⑪戸籍謄本	当会会員
3日目	15:30~16:30	事例（後見申し立て）	⑰同意行為目録	・後見人候補者についての資料	当会会員
9月30日 (水)	13:30~16:30	収支予定表 ・演習問題1 財産目録、収支予定表 ・演習問題2 財産目録、収支予定表 ライフプランニング	⑳収支予定表	⑫戸籍謄本 ⑬住民票 ⑭後見人等候補者事情説明書 ⑮登記事項証明書	当会会員
4日目					
10月20日 (火)	9:10~11:00	後見の事務について 家庭裁判所への報告書作成 ・後見事務報告書作成（身上監護に関する事項、財産目録、収支状況報告書、財産管理の方針、収支予定、後見事務日誌、家事審判申立書（報酬審判申し立て） ・金融、社会保険、税金等の各機関への後見届等の手続き（郵便局、簡易保険、千葉県の主要金融機関、社会保険事務所、税務署、市役所等への書類）	㉒後見事務日誌 ㉓報酬審判申立書 ㉔金融、年金窓口への後見人届書 ㉕各保険の書類送付先の変更届 ㉖納税通知書等の送付先変更届	⑳預貯金（通帳、満期通知書） ㉑不動産（登記済権利証、登記識別情報通知、固定資産税の納税通知書、固定資産の評価証明書） ㉒債務（預金通帳の支払い欄、 ㉓株式等の有価証券（取引残高報告書等）	当会会員
5日目	11:00~12:00	身上監護の実際			当会会員4名 (後見担当者)
11月13日 (金)	9:10~12:00	任意後見の実務 ・任意後見のすすめ ・任意後見の実務 みんなで考える事例検討 3例 ・任意後見の裁判事例から学ぶ ・生活保護者の後見実務から学ぶ ・重度障害者の経済的虐待事件から学ぶ	任意後見契約公正証書		当会理事長
6日目					
12月22日 (金)	9:10~12:00	高齢者のすまい 介護施設			当会会員
7日目					
1月27日 (水)	13:30~15:30	認知症と認知症の方へのサポートについて			地域福祉応援団 Pねっと理事長
8日目	15:35~16:30	高齢者の被害、老後の不安からの財産管理			当会会員
2月24日 (水)	13:30~15:30	ケアマネジャーの役割と後見人 ケアプラン			鎌ヶ谷市初富地域 包括支援センター 主任介護専門員
9日目	15:35~16:30	遺言と相続			当会会員
3月16日 (水)	9:00~11:00	老後をより良く安心してくらすためのノート 事例（キャッシュフロー表等）	㉗収支表 ㉘キャッシュフロー表 ㉙バランスシート		当会会員
10日目	11:00~12:00	信託の仕組みと後見制度支援信託について			信託協会

別記3 27年度スキルアップ研修（OJT）カリキュラム（第3ステージ）

受任活動に携わる後見事務登録者及び相談員のスキルアップを図るため、後見事務担当者会議を通じた研修及びOJT教育に注力しました。当会の法人後見活動を通じて蓄積した知識、経験などの共有化を図り、良質な市民後見人の育成をめざすものです。

担当部 法人後見部 後見事務担当グループ

参加者 後見事務担当登録者

登録証取得者数 28/2 現在 57名（速報ベース 前期末比 13名増）

1. 後見事務担当者会議における研修

第1回 5.10 平成27年度介護保険改定について

後見人として知っておきたい介護保険制度の改定内容を学習しました。

講師；渡部 佳代子さん（会員 介護支援専門員） 参加者：15名

第2回 7.12 認知症の対応について

認知症高齢者に対する対応の仕方を学習しました。

講師；渡邊 伸子さん（認知症ケア専門士・グループホーム施設長）

参加者：22名

第3回 9.13 生と死を考える

長年この問題にかかわってきた当会会員の講師から、どのように死と向き合うか、後見活動にどのように生かしていくか、などの問題を学習しました。

講師；森田 吟子さん（NPO法人千葉県東葛地区・生と死を考える会会員・元理事）

参加者：19名

第4回 11.8 高次脳機能障害について

高次脳機能障害及び福祉制度について学習し、併せて家族の思いを聴きました。

講師；豊田 泰子さん（会員 高次脳機能障害者の家族） 参加者：14名

第5回 1.17 高齢者施設について

高齢者が利用できる施設の種類と概要を学習しました。

講師；阿部 美佐子（会員 元高齢福祉課職員）

参加者：19名

第6回 3.13 障害者の家族の思いを聴く（予定）

地域連携先の障害者施設家族会の講師から家族の思いを聴きます。

講師；（社会福祉法人 身障者ポニーの会会員）

参加者：15名

（予定）

2. 27年度スキルアップ研修

	日 程	テーマ	講師名（敬称略）	
第1回	27年4月26日（日）	「任意後見のすすめ」	利用促進と濫用防止	17名
講師	星野	有料老人ホーム入所の際の身元引受・保証 身寄りのない高齢者に対する安心サービス		
第2回	27年5月31日（日）	「精神福祉保健法の改正」	保護者制度の廃止	21名
講師	榎場	社会的入院者の地域移行、「親亡きあと」の障害者問題		
第3回	27年6月21日（日）	「法人市民後見活動と倫理」		23名
講師	星野	後見申立書類の作成と注意点		
第4回	27年7月18日（日）	後見事務報告書の書き方（就職時・1年目）		20名
講師	丹澤	登記事項証明書（法定・任意） 後見事務の終了		
第5回	27年8月30日（日）	後見活動の課題①	医療同意と身元引受・保証	23名
講師	星野	胃瘻・IVHなどの終末期医療と経済問題		
第6回	27年9月27日（日）	後見活動の課題②	介護保険制度の理解	19名
講師	星野	改正点 生活保護制度の問題点		
第7回	27年10月25日（日）	後見活動の課題 ③	高齢者施設の選び方	20名
講師	丹澤明	有料老人ホーム、サ高住、特養などの特性		
第8回	27年11月29日（日）	遺産分割協議書の書き方	遺言・相続	20名
講師	星野	戸籍謄本の見方と法定相続人の範囲		
第9回	27年12月27日（日）	遺言公正証書	遺言・相続	23名
講師	西沢	ライフプランノート		
第10回	28年1月24日（日）	業務規程の理解	倫理 課題演習	15名
講師	丹澤	後見人のしおり（千葉家裁版）		
第11回	28年2月21日（日）	事例検討会	障害者権利条約 親族相盗例	13名
講師	星野	成年後見制度は誰のためにあるのか		
第12回	28年3月20日（日）	事例検討会	詐欺の実例 借地権の評価	20名
講師	星野	「東葛地域後見センター」設立構想について	予定	

結果について

①実践的な事例検討を中心にスキルアップ研修を実施しましたが、毎回20名以上の参加者があり、後見事務担当者の能力アップを図るという所期の目的を果たすことができました。

②後見事務登録者の第2回募集を行ない11名が登録しました。

28年2月末現在の登録者数は57名になりました。

V 地域連携事業

27年度は地域資源との広範な連携を図りましたが、予想通りの成果が得られました。

1. 6市の行政・社協との連携

各行政・社協にとって「後見等に関わる体制の整備」は急務といえます。当会としても、それぞれの地域事情・特性を考慮しながら「やわらかな連携」を進めてきました。

① 流山市 現在、流山市長申立事案1件を申立中です。

流山市社協からの相談業務受託事業として年4回実施しました。

② 野田市 野田市社協から市民後見人養成講座に関する業務委託を受けました。28年度はフォローアップ研修の業務委託を受ける予定です。この際、野田市からも人材派遣を受けるなど連携強化に結び付きました。現在、地域包括などとの連携も進めており、今後の後見受任活動に向けた布石ができました。地域の町内会などからの成年後見制度に関連する勉強会の開催依頼を受けるなど、当会の周知度が特段に向上しました。

③ 鎌ヶ谷市 市との共催事業として2日間の学習会を開催しました。

④ 柏市 補助金20万円を獲得し活動の分野を拡大しました。民生委員との勉強会を順次開催していく予定です。柏市の公益活動育成基金から31,000円の寄付があり、28年度に使用する予定です。

柏市社協に対して28年度の活動資金40万円の申し込み中です。

⑤ 松戸市 28年度活動資金30万円の補助金が決定しました。今後は松戸市との本格的な連携強化につながる見込みです。

⑥ 我孫子市 26年度から28年度までの公募補助金各30万円が決定済み。

我孫子社協の後見センターが昨年10月に発足しました。当初は、我孫子市からも当会に支援要請がありましたが、当面は社協独自に活動する見込みです。

2. 障害者施設・支援団体・家族会との地域連携と「親亡きあと」への対応

障害者団体・家族会等との連携を計画的に進めることが出来ました。

① 認定NPO法人自立サポートネット流山と連携強化

ア 26年度に相互が法人会員となりました。27年度は同グループホームに入所する精神障害者の被後見ニーズに対応しました（現在、同団体のグループホームには約

80名の障害者が入所中で、うち数名に後見人がついています)。今後のニーズにも対応する予定です。

イ 28年度は、同団体からの要請を受けて当会理事長が同団体の理事に就任する予定です。今後とも同団体との関係強化に努めます。

② 社会福祉法人 いちいの会・家族会（野田市）との勉強会を開催しました。
2月5日 参加者12名 今後の被後見ニーズに対応します。

③ 社会福祉法人 よつば会・家族会（柏市）との勉強会の開催
2月20日 参加者22名 今後の被後見ニーズに対応します。

④ 野田市特別支援学校職員・家族会との勉強会の開催
12月7日 参加者32名
今後は、我孫子市特別支援学校などとの勉強会を計画する予定です。

⑤ 社会福祉法人身障害者ポニー及び家族会（茨城県取手市）との連携を図りました。
今後、勉強会などを通して関係強化に努める予定です。

3. 高齢者施設・支援団体との地域連携の推進

① NPO 法人市民助け合いネットとの連携と共催事業の実施
共催事業として、10月17日講習会、2月7日の講習会を開催しました。

② いらはら診療所グループと（松戸市）との勉強会の開催
第1回 11月19日（木）

「高齢化社会を支える成年後見制度・市民後見人について」

参加者：いらはら診療所グループ施設職員 46名 当会講師：堀井

第2回 2月22日（月）

成年後見制度を学びましょう 参加者：デイハウス及びグループホームユーカリ
新松戸の職員12名 当会講師：堀井

4. 地域の精神科病院（江戸川病院、秋元病院、手賀沼病院、初石病院など）との連携

まだ緒に就いた段階ですが、27年度は手賀沼病院に長期入院中の精神障害者の社会的入院から地域移行の支援を1件対応しました。当会にとっても全く初めての試みだけに、慎重に対応しましたが、幸い近くに新設された特養での受け入れが可能になり、確実な成果となりました。今後はこの種のニーズが増えてくる見込みです。

5. 親族後見の継承問題への対応

親族との複数後見（共同受任）方式で2件受任しました。

1件は知的・身体障害者の姉に対する弟との共同後見、1件は精神障害者の妹に対する兄との共同後見のスキームですが、将来の後見の継承問題の不安解消を目的としたものです。家裁を説得する上で多少の苦労がありましたが、いずれのケースも親族からの強い支持を受けていたため、無事にクリアできました。今後はこの種のニーズが一段と増加する見込みです。

27年度地域連携推進事業の成果（●実績・決定 ■初回実績 ○計画 □初回計画）

[行政・社協との地域連携事業]

6市	我孫子			柏			鎌ヶ谷			流山			野田			松戸		
	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28
補助金	●	●	○	■														□
市長申立	●		○	●		○			□		●	○			□			□
後援事業	●	●	○	●	●	○	●	●	○	●	●	○	●	●	○	●	●	○
共催事業・協働事業など						□		■	○									
講師派遣	●	●	○	●	●	○		■	○	●	●	○		■	○	●	●	○

社会福祉協議会

補助金						□												
市民後見人養成支援													■	■				
後援事業	●	●	○	●	●	○	●	●	○	●	●	○	●	●	○	●	●	○
委託事業										■	●	○	■	□				
センター設立	27/10			設置済み			予定なし			予定なし			予定なし			予定なし		

VI 任意後見推進事業

1. 東葛「老後の安心プラン」を作成しました。

継続的見守り契約—任意後見契約—いざという時の意思表示—死後事務委任契約
27年度の受任実績はありませんでしたが、検討中の事案が数件でできました。

2. 悪徳商法からの被害防止のための啓発活動にも注力します。

3. 有料老人ホーム入所の際の身元引受・保証の相談対応

VII 障害者の権利擁護事業

1. 情報誌「新しいふれあい社会」を毎月 2,500～3,000 部発行しました。

2. 〈こころの電話相談室〉の開設（毎週木曜日 9 時～21 時）

27/4～28/1 相談件数 延 102 件

その概要について、**27 年度 WAM 成果物〈こころの電話相談室〉の活動報告**から一部引用します。

私たちのような未熟な団体に、なぜこうした複雑で深刻な相談が寄せられるのでしょうか。その背景には、「新しいふれあい社会」に対する共感や共鳴、そして公的機関などとは一味違った市民目線の相談に対する期待や信頼があるに違いありません。今では、読者と筆者、相談者と相談員との間には新しいふれあい社会に相応しい、心の交流が芽生えるほどになりました。

千葉県をはじめ各市には立派な公的機関の相談窓口が設置されています。しかし、家族ぐるみの深刻な悩みを受け止めてくれる体制が十分に整備されていないことにも一因があるのだと思います。高齢者介護の問題は高齢者支援課、障害者の問題は障害者支援課、学校教育やいじめや不登校の問題は教育委員会や児童相談所、子育ての悩みは子ども課、ひきこもり問題やドラッグは何々課…といった縦割りの体制では十分に解決できない、家族全員を巻き込み複雑に絡み合った家族全体の悩みに対応できるような相談窓口・機関が見つからないのです。私たちが取り組んできた〈相談室〉の成果がこのことを教えてくれます。

そこには、「地縁・血縁の希薄化」が社会用語となり、親戚や地域の人びととの結びつきがないと、日常生活のなかで気軽に相談したり、助けを求めたりすることができにくくなっていることを如実に物語っています。同時に公的な相談だけでは得られない、市民の市民による目線に立った相談に期待が寄せられた結果であると思います。

相談内容は多岐にわたりますが、日頃から鬱積した悩み、これが更に嵩じて家族危機とも思われるような、深刻な問題を抱えている家族が少なくないことを実感させます。それは現代社会の縮図であるとの思いを深くしました。超少子高齢化社会を象徴するかのよう、「認知症高齢者の介護」「子どもの養育と家族」の問題が電話相談の 70～80% 占めています。それを細分化してみると、問題は限りなく複雑になり、それぞれ固有の事情が隠されていることが分かります。これを問題別、内容別に捉えてみました。

1. 問題別、内容別の相談件数

〈介護問題〉

相談の約 35%は介護問題に集中しました。介護が長期化すると、親(要介護者)と子、夫と妻が長い間築き上げてきたところの家族としての同一性が崩れていくような不安を言外に窺わせています。一方では、介護疲れからからのイライラ感や違和感を訴えるケースが多く、面接支援以上に徹底した傾聴の姿勢が求められていると感じました。

家族機能の変化により 21 世紀は家族崩壊などと言われる中で、いざとなると日本特有の高齢者を大切に家族の支え合い制度が脈々と受け継がれていることを実感する場面も多くありました。特に夫の妻が姑や舅の介護を続けていたり、妻の親を夫が受け入れている家族が意外に多いことに驚きました。

問題	相談者	介護者	件数	総数	備考
家族介護	夫の妻 実の娘(同居)	夫の妻 実の娘	2 2 8	3 0	同居 夫の協力有
	夫	夫	1	1	
	妻	妻	1	1	
	娘	娘	1	1	
	長男	長男	1	1	老父母 介護離職
施設入所	娘	娘	1	1	発症後ひきとる
独居支援	マンション管理人	近隣の主婦	1	1	
計			3 6	3 6	

〈子どもの養育と家族の問題〉

子供の養育と家族の問題に障害児の問題を含めると全体の 50%を占めました。

近年、不登校、ひきこもりは増える一方だと言われます。学校現場にも問題があるのは、確かでしょうが、個別的に当事者(家庭・本人・親)の工夫で改善されることが多いことも事実です。特に高校生の不登校が、ひきこもりへと進む兆しが見えているようですが、この時の親の在り方が将来を大きく左右すると感じました。家族も学校も、不登校の問題をもっと真剣に考えないと、まるで利子がどんどん増えていくのに、返済しないまま自己破産に陥るようなものだと感じました。

青春期は 30 歳までと言われ、モラトリアムを許しているうちに、38 歳になってしまったケースを知っています。このような永久のモラトリアムの人を将来、いったい誰が支えるのでしょうか、こんなことまで考えてしまいました。しかし、こうした時の救いの神は、父親の存在だとも、思いました。電話相談はこんなこうしたことまで考えさせてくれます。

問題	保護者	相談者	件数	総数	備考
不登校	両親	母	1	3	
		父	2		
ひきこもり	両親	母	6	8	
		父	2		
徳育	両親	母	6	9	
		父	3		
進路	両親	母	1	3	シングルマザー 祖母が母替わり
	母	母	2		
	父	祖母	1		
計			4	4	
〈その他〉					
障害児	両親	母	6	6	
非行補導		ボランティア	5	5	元補導員
虐待通告		近隣主婦	1	1	
思春期の性	両親	母	1	2	娘が妊娠 息子が妊娠させた
		母	1		
病気相談		本人	3	3	
雑			6	6	
計			2	2	
合計			10	10	

〈青少年に浸透するもう一つの危険〉

28年早々、元プロ野球選手の清原が覚醒剤容疑で逮捕される事件が発生し、テレビなどのマスコミでも連日のように報道されています。27年度の「新しいふれあい社会」では危険ドラッグ問題を探りあげませんでした。26年度に3回シリーズで探りあげた際はかなりの反響を呼んだテーマです。

2月に入って、柏市に居住する18歳の高校生グループ3人から、〈こころの電話相談室〉にこの問題に関する真面目な相談が3回も寄せられました。かつてのスーパーstar清原選手の逮捕に衝撃を受けたことを素直に語りながら、覚醒剤の怖さや薬物使用の及ぼす悪影響などについて詳しく教えてほしい、両親や警察にも相談したが納得のいく説明が得られなかった、と切々に訴える内容でした。榎場相談員の印象では、高校生仲間でも危険ドラッグの使用が水面下で広がっていることを言外に窺わせるものでした。3回目の電話相談を終えた段階で、「僕たちはこの3月に卒業しますが、高校の後輩たちに薬物使用の怖さや危険性を語り継いでいきます」と強い口調で述べてくれたそうです。

新たに選挙権を持つことになる18歳の青少年たちが、危険薬物や覚醒剤に立ち向かおうとする真摯な姿勢に接して、相談員としても熱い思いを感じるとともに、胸の詰まる思いがしたそうです。

2. 障害者の権利擁護、虐待防止のための講習会の開催

講習会「成年後見制度は障害者のためになる！」

講師 宮内康二氏（一般社団法人後見の杜・代表）

（元東京大学医学系研究科政策ビジョン研究センター特任助教）

開催日 28年2月17日

参加者 59名

障害者団体や家族会の方が多く参加し有意義な講習会になりました。

VIII 情報誌等の発行事業

当会はWAM助成成果物として次の小冊子を発行しました。すべて当会会員による手作りの情報誌ですが、自治体や社協など関係機関、教育委員会・学校、民生委員、福祉団体や障害者団体及び家族会などに配布するとともに、当会主催の講演会、講習会、市民後見人養成講座などの教材としても有効に使用しました。

〈26年度成果物〉

- | | |
|-------------------------|--------|
| ①「成年後見制度と市民後見活動」 | 3,000部 |
| ②「精神保健法の改正と成年後見制度」 | 3,000部 |
| ③「任意後見のすすめ」－利用促進と濫用防止－ | 3,000部 |
| ④「成年後見制度における信託契約の活用」 | 1,000部 |
| ⑤「法人市民後見活動と倫理」 | 2,000部 |
| ⑥「遺言と相続」 | 1,000部 |
| ⑦「老後をより良く安心して過ごすためのノート」 | 1,000部 |

〈27年度成果物〉

- | | |
|---|--------|
| ①「市民後見人の物語」（その1）
「地域後見推進事業」－地域の課題への挑戦と今後の展望－ | 3,000部 |
| ②「市民後見人の物語」（その2）
「すべての障害者に市民後見人を」－「親亡きあと」への対応－ | 3,000部 |
| ③「市民後見人の物語」（その3）
〈こころの電話相談室〉の活動報告－成果と課題、そして提言－ | 5,000部 |
| ④東葛「老後の安心プラン」－継続的見守りから死後事務まで－ | 5,000部 |

IX 「地域後見推進事業」の今後の展望

—新たな戦略的・政策的課題への挑戦—

28年度は「地域後見推進事業」を一段と発展させるとともに、新たな戦略的・政策的な課題にも挑戦していきます。

1. 「地域連携事業」の一層の推進

27年度の実績を踏まえて、28年度は6市自治体・社協や福祉団体など地域資源との連携を一段と強化し、「地域後見推進事業」を確実なものにしていきます。

2. 「すべての障害者に市民後見人を！」運動の推進

28年度は「地域後見推進事業」の「親亡きあと」の障害者問題に重点的に取り組むため、次の3つの提言を行ない、障害者団体・家族会などとともに実現をめざします。

提言1 認定市民後見人制度の創設

提言2 すべての障害者に市民後見人を！ (※1)

提言3 障害者の後見報酬に公的支援を！ (※2)

私たちが取り組む具体的な活動内容は以下の4つです。

- ①障害者がその人らしい生活を送るための手助けをします。
- ②家族だけが背負ってきた障害者の支援を社会で負担する政策を後押しします。
- ③「親亡きあと」の深刻な悩みを解消し、親族後見の継承問題にも適切に対応します。
- ④障害者の後見報酬に対する公的支援制度の政策提言を進めていきます。

(1) 認定市民後見人制度の創設

「親亡きあと」の問題に取り組むためには、社会貢献意欲型の良質な市民後見人を多数養成することが不可欠です。ここで言う良質な市民後見人とは、法律行為のできる第2民生委員的な存在であり、そのためには一定水準以上の市民後見人養成講座のカリキュラムを修了し、地域社会が抱えるさまざまな課題の解決に向けて行政や社会福協議会などと協力して取り組むことのできる人材という意味で使用しています。

現在の民生委員に期待されている目的意識や使命とは異なり、後見実務を円滑に遂行するための法律知識なども求められますので、新しい仕組みとして創設する必要があります。

これらの高い社会貢献意欲と倫理観を備えた市民後見人を**認定市民後見人**と命名し、市町村長→都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱する形態が望ましいでしょう。

各市の社会福祉協議会の取り組みが必ずしも十分でない現状から、信頼できる市民やNPO

などの活動に対して公的性格を付与することで職務に対するモチベーションを高める効果も十分に期待されます。厚生労働省の成年後見制度の利用促進に向けて、高齢者の社会参加を促すための施策として極めて有効だと思います。

(2) すべての障害者に市民後見人を！

多くの障害者は、幼いころから家族、施設関係者、同じ障害を持つ同僚などとの狭い社会の中で、まるで隠れるように育ってきました。普通の市民が後見人として支援活動に参加することで人間的な喜怒哀楽の感情を取り戻し、本人の生きがいにもつながっていくはずです。特に、「親亡きあと」の障害者、親族から係わりを拒否された障害者にとっては、自分を支えてくれる人が身近に存在することがどれほど心強く、人間性を回復するきっかけとなることでしょうか。

就業の機会にも恵まれなかった「すべての障害者に市民後見人を、後見報酬を公的支援で」という運動をこの千葉県東葛地域から広げてまいります。家族だけが背負ってきた障害者の支援に市民後見人が参加する、そのための体制を整備することは、「社会で負担すべきコスト」=セーフティネットと捉えるべきでしょう。これこそ障害者権利条約の唱える理念に最も相応しい施策です。

- ※1 障害者とは、判断力の低下した知的・精神障害者を主な対象とするもので、障害の程度に応じて後見・保佐・補助の3類型からなる法定後見での対応が中心になります。判断力に問題のない身体障害者については、本人とも相談しながら東葛「老後の安心プラン」など任意後見契約での支援が相応しいでしょう。

(3) 障害者の後見報酬に公的支援を！

後見報酬は家庭裁判所が本人の財産の多寡を勘案して決定します。一定の報酬基準があり、月5、6万円から2万円程度までが一般的です。市民後見の場合はボランティアな報酬として、月1万5千円（年間20万円程度）が妥当です。市民後見は無報酬であるべきだという厳しい見方も一部にありますが、私たちはこの考えに賛成しません。別に大口の寄付なり公的助成がなければ、後見業務そのものが続けられないからです。

- ※2 後見報酬を年間20万円とした場合の公的支援金額の試算（年間）
障害者年金に加算支給しますが、本人の資産の多寡で制限を設けることになるでしょう。

10年後20万人利用 20万人×20万円＝ 400億円

20年後50万人利用 50万人×20万円＝1,000億円

3. 「東葛地域後見センター」(仮称)の設立構想について(試案)

28年度以降の戦略的・政策的な「地域後見推進事業」構想として、成年後見制度を利用した地域支え合いの活動を広域的に推進することが望ましいと考えています。さらに、内閣府の進める「1億総活躍社会」、厚労省の「地域包括ケアシステム」、さわやか福祉財団の「新地域支援事業」との関連を視野に入れた活動とします。

このため、23年6月の厚労省の「市民後見推進事業実施要綱」(厚労省老健局長通知)の広域版として、

- (1) 人口140万人の千葉県北西部の東葛地域を広域的なモデル地域とし、千葉県・県社協及び東葛6市・6市社協との協働事業として、公益的な「東葛地域後見センター」(仮称)を設立し、当会も企画・運営の母体として参画します(概要は以下の通り)。
- (2) 民一官一学の持つパワーを結集するため、東京大学大学院・コミュニティー意思決定支援プロジェクト(牧野篤教授教室)との連携を進めます。
- (3) 地域資源としての介護施設、認知症高齢者団体・家族会、障害者施設・団体・家族会、地域の金融機関や大手企業にも参加を呼びかけます。
- (4) 家庭裁判所とも緊密に連携し、センターの円滑な運営に対する協力・理解を求めます。

「東葛地域後見センター」(仮称)の設立構想について(試案)

千葉県東葛地域に後見等の体制を整備するための広域的な機関「東葛地域後見センター」を設立する。当初は一般社団法人でスタートし、公益的な活動を通じて早期に公益社団法人をめざす。基本財産として10百万円以上30百万円程度の基金を募り、以下の事業に取り組む。

1. 成年後見制度の普及啓発事業を推進する(講演会、講習会、勉強会の開催)。
2. 市民後見人養成事業を推進する。
社会貢献意欲の高い元気シニアや介護などの経験のある主婦の能力の社会化を図る。
当会が企画・運営を担当した野田社協の研修カリキュラムをベースに実施する。
 - ① 講座修了生の受け皿となり、市民後見人として活動するための継続的なフォローアップ研修、サポート体制、専門的なバックアップ体制などを整備する。
 - ② 認定市民後見人＝後見支援員に登録し、後見実務指導、OJT教育などを実施する。
 - ③ 家庭裁判所に対し後見支援員としての登録を行なう。
3. 市長申立事案など受任事業に積極的に推進する。
 - (1) 身寄りのない一人住まいの高齢者や高齢者世帯に対する地域の見守り・相談体制を強め、地域包括や民生委員との連携を図る。

- (2) 後見監督人となる体制を整備する。
4. 任意後見を積極的に推進する。継続的見守り—任意後見契約—死後事務—遺言公正証書などを含めて、東葛「安心プラン」の利用を推進する。
 5. 身寄りのない高齢者向けに有料老人ホームなどの身元保証・引き受け業務を実施する。28年1月に発覚した公益財団法人日本ライフ協会による流用事件などの防止策にもなる。
 6. 成年後見制度に関する相談窓口を開設し、相談体制を整備する。
 7. 身寄りのない高齢者の遺贈等に関わる市民後見活動基金を創設する。
 - (1) センターに係る事案や任意後見契約に係る被後見人の遺産を、市ないし市社協に遺贈する仕組みを作り、それを原資として「市民後見活動基金」を創設し、成年後見制度の利用促進のための活動資金に充てる。
 - (2) 介護や成年後見の社会化政策の受益者が、遺産を社会に還元する風土を醸成する。
 - (3) 自治体の財政事情が逼迫する中、この基金を原資として市長申立費用や後見（監督）報酬の助成制度ができれば、困窮世帯や障害者の制度利用を促進できる。

おわりに 成年後見制度は誰のためのものか

日本の成年後見制度は2つの理由から大きな曲がり角を迎えています。

第1に、認知症高齢者の財産を守るための後見制度において、親族後見人ばかりでなく、弁護士、司法書士など専門職と言われる職業後見人による不正事故や横領事件が多発していることです。親族による事故が件数、金額とも大きいのですが、高い職業倫理を求められる法律専門職の後見人が、判断力の低下した認知症高齢者や障害者などの財産を横領するという事件は許しがたい行為であって、制度の利用者である市民感情からも看過できません（※①）。

第2に、家裁の不正事故防止に対する姿勢が一段と厳しくなってきたことです。本人の金融財産が5百万円以上の場合、後見監督人を選任する、あるいは後見制度支援信託の利用を勧奨する方針が強く打ち出されています（実際は条件に近い）。このため、後見制度の使い勝手が悪いという風評が広がるなどの強い副作用を引き起こし、申立件数の減少と親族後見の利用率の極端な低下を招いています（※②）。

家裁の選任責任や監督責任を脇に置いたまま、子が親の親族後見人なるという社会の健全な家族関係に水を差すような現象を招いていることに強い危機感を覚えます。16年前の制度発足以来、親族後見人の教育・指導・支援を怠ってきたツケが回ってきたのです。

26年度に約800件、56億7千万円に及ぶ不正・横領事件（うち弁護士などによる被害額5億6千万円）が発生したということは、約800人の成年後見人が解任されたことを意

味します。判断力の低下した認知症高齢者や障害者の後見人を選任するという行政処分的な処置を、家庭裁判所が現行の体制のままで続けることに限界がある、と申しあげては言い過ぎでしょうか。平成 12 年に成年後見制度という新制度が発足した際、民法の一部改正で済ませたことに判断の甘さがあったのでしょうか(※③)。

- ※① 最近 4 年間の不正事故・横領金額は約 200 億円、26 年度の専門職による横領事件は全体の約 1 割に達します。この問題を理解するためには、平成 18 年に福島地裁で争われた「後見人への親族相盗例適用の可否をめぐる事件」の際の新井一宗像論争が参考になります。一方は後見人は親族である前に後見人であるべきとする新井説。他方は親族後見人による窃盗などは少なくない、親族後見人は家族的助け合いの中で機能している、とする宗像説。親族後見人の解任事件が多いという現状は遺憾なことです。その背景には教育指導や支援体制の遅れという理由ばかりでなく、「親族後見人は後見人である以前に強い絆で結ばれた親族であり、相続人の一人でもある」という厳然とした事実があるのでしょうか。勿論、横領などの悪質なケースは論外ですが。
- ※② 平成 22 年：親族 59%、第 3 者 41%→平成 26 年：親族 35%、第 3 者 65%)。
- ※③ 日本より 8 年前にスタートしたドイツの場合は 360 万人が利用しています。その要因は、「新しい酒は新しい革袋に盛れ」の格言に従い、新しく「ドイツ成年者世話法」を制定し、新しい仕組みのもとでスタートしたこと、後見報酬の公的支援が採用されたことが挙げられます(ドイツ・ゲッチンゲン大学フォルカー・リップ教授)。なお、ドイツでは、後見人等の選任に当たり、裁判官が必ず本人に直接面接した上で手続きを進めます。日本の裁判官は、通常は本人ばかりでなく、後見人にも直接面接することがありません。

もとより成年後見制度は利用者のための制度です。成年後見制度がますます利用者の立場から離れているという声を耳にするたびに思うことは、市民が利用者の立場からもっと大きな声で発言する必要があるということです。市民後見人の特色は、専門職と違って身上監護を重視した後見活動を行なう点にあります。本人に寄り添い、本人の心身の状態に配慮した後見活動を行なう支援者の立場と言ってよいでしょう。

最近、市民後見人にはもう一つの使命があることを痛感します。それは利用者の立場を正しく主張し、代弁できる存在だということです。なぜなら、市民後見人とは、ある時点までは支援者として活動しますが、いずれは利用者の立場に変わる存在だからです。つまり、支える立場と支えられる立場の両面から、制度の在り方や望ましい後見活動のことを判断し、理解し、発信できる存在だということです。

最後にこのことをお伝えして、この小冊子を締めくくります。

人生の意味を考える

現在のサラリーマンOBは高度成長時代の最大の受益者、
「とにかく健康で、ほどほどに生活ができ、すべての時間は
自分のもの」という黄金の10年を「趣味+社会還元」に

人生の意味は自分の中にはなく、社会にある
実際に年齢を重ねて思うのは、これまで自分はなにを
してきたかということだ。
いかに社会に貢献したか、人の生き方はそこに尽きる。
(養老 孟司)



認定NPO法人東葛市民後見人の会
経営企画室 法人後見部（障害者委員会
後見事務担当チーム） 研修委員会

本部 〒270-1132 千葉県我孫子市湖北台 6-5-20
電話・FAX 04-7187-5657

Email Info@t-shimin-kouken.org

URL <http://t-shimin-kouken.org>

支部 我孫子 柏 鎌ヶ谷 流山 野田 松戸

会員数 151名(27/3 現在、正会員 82名、賛助会員 69名)

この小冊子についてのご質問・ご意見は本部事務局にお寄せください。

平成 28 年 3 月作成

〈参考資料〉 1 東葛 6 市の後見等に関わる体制整備についての取り組み状況

- 松戸市 ①当面、成年後見センターを設置しない。
②弁護士など専門職中心の NPO 法人しぐなるあいずとの協働事業として、23 年度厚労省のモデル事業実施。現状、社協の動きは鈍い。
- 柏市 ①市社協に成年後見センター設置、24 年度厚労省モデル事業を実施、18 名の社会貢献型市民後見人養成に着手。その後も自前でフォロー研修を実施中。
②現在、市長申立事案 10 件強受任、社協事務員が後見事務担当となり、養成講座修了生が協力員として見習い研修中。品川、世田谷、大阪市型モデル指向。
- 我孫子市①27 年 10 月に市社協が後見支援センター設置、今後は市長申立事案の法人受任及び市民後見人養成講座の実施を検討するも具体的な日程は未定。
②当初、市及び市社協から当会に対して協力要請あり、後見事務担当者の派遣、養成講座の業務委託等を提案しているが、当面は自前主義で進行中。
③我孫子市から市長申立事案の受任要請があるが、生活保護者であっても後見監督人を条件づけるなどの家裁の壁、異常なほどの頑な姿勢に阻まれている。
- 鎌ヶ谷市①26 年度市民後見人養成講座受託団体公募 補助員の養成、21 時間コース。
予算 50 万円、行政書士団体 NPO 成年後見なのはなが受託、当会案は不採択。
②27 年 9 月に鎌ヶ谷市との共催事業として、2 日間の成年後見研修セミナー実施（受講者 39 名、参加費 1,000 円）。市長申立事案については、従来から行政書士団体 NPO 法人なのはなが受任。当会も受任を働きかけている。
- 流山市 ①市議会答弁等では、
ア 費用対効果の観点から、後見センター設立は当面は考えていない（市長）
イ 東葛市民後見人の会が養成講座後も希望者向けにレベルアップ講座を実施し、市民後見人を育成している現状を報告。市も期待し、今後も支援していく（健康福祉部長）。
ウ 市民団体を活用していく方針を表明、当会も全面協力する方針。
②26 年度から、市社協が成年後見相談会主催、当会が相談員の派遣業務受託（年 4 回）。
③現在、市長申立 1 件家裁に申立中。我孫子市と同じく市長申立事案の受任要請があるが、財産の少ない障害者や生活困窮者であっても後見監督人を条件づけるなどの家裁の壁、異常なほどの頑な姿勢に阻まれている。
- 野田市 ①年 10 件程度の市長申立（家裁には候補者なしで申立）。市社協が 27 年 10 月に市民後見人養成講座実施済み。当会仕様のカリキュラムを提案し、最終的に当会が講師派遣等の業務を受託し（しぐなるあいず、リーガルサポート、当会の 3 社の相見積もり）、企画から運営まで担当（25 名応募、13 名選考、受講料 6000 円）。
②28 年度下期に市長申立事案の法人後見実施予定、当会も人材派遣などの全面協力約。
③28 年度フォローアップ研修を当会が受託見込みで、社協との連携が強化される予定。
④従来、野田市の成年後見制度事業への取り組みは 6 市で一番遅れていたが、27 年度を機に推進姿勢が明確になり、障害者を対象とした成年後見制度の利用促進、障害者専用の特養設置計画なども検討されている。

〈参考資料〉 2 成年後見制度の在り方と期待される市民後見人像

情報誌「精神保健福祉法の改正と成年後見制度」から引用

障害者権利条約の批准、障害者の施設・病院からの地域移行、要支援の高齢者に対する生活支援サービスの自治体移管など、自治体と地域の一体的な工夫や力量が問われる時代になりました。同時に、「自己決定権の尊重」「権利の擁護」「ノーマライゼーション」などの高邁な理念を掲げ、14年前にスタートした成年後見制度の在り方も、本質的な転換が迫られています。

成年後見制度はどう変わるべきなのでしょう。

第1に、財産管理中心から身上監護重視の制度へ

第2に、後見偏重から補助・保佐類型を活用する制度へ

第3に、代理・代行意思決定（substituted decision-making）から支援付意思決定（supported decision-making）中心の制度へと転換することです。

第4に、制度の理念を最も体現する任意後見制度を一段と拡充することです。

このことは、今さらながら成年後見制度の発足当時の原点に回帰することを意味します。それを可能にする人材こそ、高い社会貢献意欲と倫理観を備えた元気シニアや介護などの経験のある主婦であり、現役時代に培った専門的な知識と経験、後見実務に必要な法律・医療・介護などの一定の知識を備えた市民後見人なのです。地域社会では今、新しい地域支え合いの仕組みづくりに向けた取り組みが始まっています。認知症高齢者や障害のある人の支えを、家族だけが担う仕組みから地域住民や医療・保健・介護を担うさまざまな関係者を含めて地域全体で支えていくという、歴史的な大転換が始まろうとしているのです。それを可能にする制度として成年後見制度があり、それを実現する担い手として市民後見人が存在するのです。市民後見人の原点は社会貢献であって、職業でも、仕事でも、損得勘定でもありません。時代が良質な市民後見人を求めているのです。

〈成年後見制度の運用実態〉

1. 平成12～24年概況

- ① 平成24年12月末現在の利用者数 166,289人
法定後見 136,484人、保佐 20,429人、補助 7,508人
任意後見 1,868人
- ② 13年間の法定後見開始の審判の認容件数 255,595件
後見 219,860件（86.0%）、保佐 25,377件、補助 10,358件
任意後見契約締結の登記件数 67,076件
任意後見監督人の選任件数 3,488件（5.2%）

2. 分析結果

先進国は人口の1%（近時2%）の利用が普通です（独：予防的代理権付与230万人、法定世話人130万人、このうち7割以上が親族後見人といわれる）。

日本の場合は、

- ① 成年後見制度の利用そのものが低調
- ② 後見類型の偏重
- ③ 補助類型の低迷
- ④ 任意後見の不振（任意後見監督人選任も低調）
等の特異性が指摘されています。

3. 不振の主な理由

- ①1898年以來の禁治産・準禁治産制度が廃止され、成年後見制度の導入後も、生活支援の制度ではなく財産保護の制度として運用されてきたこと
- ②後見業務等の担い手として、親族や本来的に身上監護面よりも代理・代行業務が専門の弁護士や司法書士等の第三者後見人が中心を占めてきたこと
- ③成年後見制度に対する国民的理解の不足、周知・普及活動の遅れ
- ④成年後見関連法令が民法に基礎を置いているため、市民の立場からは全体的な把握が容易でないこと。成年後見促進法など特別法の制定が望まれます。

〈参考資料〉3 市民後見人の3つのスキーム

社会貢献型市民後見人を養成するという視点が重要です。短期的には協力員・補助員型でも対応できますが、いずれ日本社会も後見人100万人時代を迎えるに違いなく、主体的な活動のできる良質な担い手を養成することが望ましいと考えます。

①協力員・補助員型市民後見人

専門職のもとで協力員・補助員として活動するスキーム。本人にとっては従属的な活動になりがちで、一人の専門職が20人近い後見活動に携わるケースもある。肝心の身上監護面で、顔の見えない後見活動にならないよう注意する必要がある。

②社協型市民後見人

社協に所属し社会貢献型市民後見人として活動するスキーム。品川区、世田谷区、大阪市など、柏社協もこのスキームを指向中。

- a型 社協の法人後見のもとで後見事務担当者になるケース。バックアップ体制も充実しており、最も有効である。
- b型 社協に持ち込まれた事案について、個人が市民後見人に選任されるケースとNPOが法人後見人に選任されるケースがある。当初は、社協が無償で後見監督人になり支援するので、家裁の信頼も厚い。

③主体的市民後見人

当会型、NPOに所属し後見事務担当者として活動。社会貢献をめざす主体的な市民後見人。10数件の受任実績を経て、後見実務に堪能するまでは家裁の壁は厚い。

〈参考資料〉 5 成年後見制度関連法の関連条文の抜粋

民法

(成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮)

第 858 条 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

市民後見推進事業実施要綱（平 23. 6. 6 厚生労働省老健局長通知）

1. 目的

認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。

また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職による後見人（以下「専門職後見人」という。）がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人（以下「市民後見人」という。）を中心とした支援体制を構築する必要がある。

このため、認知症の人の福祉を増進する観点から、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援するものである。

2 実施主体

(1) 本事業の実施主体は、市町村とする。

ただし、実施主体は、市町村社会福祉協議会、NPO 法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

3 事業内容

(1) 市民後見人養成のための研修の実施

ア 研修対象者

市民後見人として活動することを希望する地域住民

イ 研修内容等

市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が習得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

(市民後見養成研修の内容 (例))

・成年後見や介護保険制度等の法的な内容の理解

- ・地域の福祉施設等の社会資源の理解
 - ・財産目録の作成等
- (2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- ア 市民後見人の活用等のための地域の実情把握
 - イ 市民後見推進のための検討会等の実施
- (3) 市民後見人の適正な活動のための支援
- ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築
 - イ 市民後見人養成講座修了者等の後見人名簿への登録から、家庭裁判所への後見人候補者の推薦のための枠組みの構築
- (4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

老人福祉法

(後見等に係る体制の整備等)

- 第 32 条の 2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

生活保護法

(後見人選任の請求)

- 第 81 条 被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人の職務を行う者がいないときは、保護の実施機関は、すみやかに、後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

高齢者虐待防止法

(成年後見制度の利用促進)

- 第 28 条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

障害者虐待防止法

(成年後見制度の利用促進)

第 44 条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止及び障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

知的障害者福祉法

(後見等を行う者の推薦等)

第 28 条の 2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

精神保健福祉法

(後見等を行う者の推薦等)

第 51 条の 11 の 3 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

障害者の権利に関する条約（平 26. 1. 22 条約 1 公布）

第 5 条 平等及び無差別

2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。

第 12 条 法律の前に等しく認められる権利

- 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面におい他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
- 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。

障害者差別解消法（平 28 年 4 月 1 日施行）

（目 的）

第 1 条 この法律は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)の基本的な理念にのっとり、すべての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

